

書籍訂正情報

## 2026年版 出る順社労士 当たる！直前予想模試

(2026/05/18 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2026年版 出る順社労士 当たる！直前予想模試」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2026/05/11 更新分… p.1～4
  - ・ 2026/05/18 更新分… p.5
-

## 【2026/05/11 更新分】

## 第1回 択一式問題（問題冊子）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P21 〔問 4〕 エ肢	下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）

エ 離職理由による給付制限を受ける受給資格者等が、求職者と面談等をするために待期期間中において保育等サービスを利用した場合は、求職活動関係役務利用費が支給される。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P33 〔問 9〕 D肢	下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）

D 国民年金の第1号被保険者であって確定拠出年金法第62条第1項第1号に規定する保険料免除者は、個人型年金の加入者となることができる。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P58 〔問 7〕 B肢	下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）

B 日本国籍を有する者（乙）が、18歳から20歳に達する前日まで厚生年金保険に加入し、20歳から60歳に達するまで国民年金に任意加入することなく海外に居住していた。その後、当該乙が60歳で帰国し、65歳に達するまで再び厚生年金保険に加入した場合、当該乙は、65歳となったときであっても老齢基礎年金の受給権を取得することはできない。なお、乙は、当該期間以外に被保険者期間を有しないものとする。

## 第1回 択一式問題 解答・解説

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P53 問9 D肢 解答・解説	下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）

## D 誤

国民年金の第1号被保険者であっても、確定拠出年金法第62条第1項第1号に規定する保険料免除者は、個人型年金の加入者となることは「できない」（確定拠出年金法62条1項1号かっこ書）。

なお、確定拠出年金法第62条第1項第1号に規定する「保険料免除者」とは、次のものをいう。

- ①国民年金法の法定免除（生活保護法の規定により生活扶助等を受けていることにより免除されている者に限る。）により国民年金法の保険料を納付することを要しないものとされている者
- ②国民年金法の申請全額免除、学生保険料納付特例又は保険料納付猶予制度により国民年金法の保険料を納付することを要しないものとされている者
- ③国民年金法の申請一部免除の規定によりその一部の額につき国民年金法の保険料を納付することを要しないものとされている者

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P75 問 1 E肢 解答・解説 2行目	第2号被保険者から第 <u>1</u> 号被保険者に種別を変更したときは、…	第2号被保険者から第 <u>3</u> 号被保険者に種別を変更したときは、…
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P81 問 7 B肢 解答・解説	下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）	

## B 正

本肢のとおりである（法附則9条、昭60法附則8条4項ほか）。

老齢基礎年金の受給権は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生保険料納付特例及び50歳未満納付猶予制度によるものを除く。）を有している者について、保険料納付済期間、保険料免除期間、及び合算対象期間を合算した期間が10年（120か月）以上あるときに、65歳に達した日に発生する。

本肢の者の場合、18歳から20歳までの厚生年金保険被保険者期間（24か月）は、合算対象期間として受給資格期間に算入され、日本国籍を有する者が20歳から60歳まで海外に居住していた期間（480か月）は、国民年金に任意加入しなかった場合であっても合算対象期間として受給資格期間に算入される。

更に、60歳から65歳までの厚生年金保険被保険者期間（60か月）も受給資格期間に算入されるため、これらを合計した期間は120か月を大幅に超えることとなるが、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生保険料納付特例及び50歳未満納付猶予制度によるものを除く。）を1月も有していないため、65歳で老齢基礎年金の受給権を取得することはできない。

【2026/05/18 更新分】

## 第2回 択一式問題（問題冊子）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P21 〔問 2〕 問題文の「④」 2行目	④当該乙事業所が倒産し、 それに伴い、15年1か月間 雇用された乙事業所を <u>50</u> <u>歳3月</u> で離職した。	④当該乙事業所が倒産し、 それに伴い、15年1か月間 雇用された乙事業所を <u>45</u> <u>歳3月</u> で離職した。

## 第2回 択一式問題 解答・解説

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P122 問2 解説 16行目※ ※空白行は除いてカウント	また、本問の者は、乙事業 所の離職に係る離職理由 が事業所の倒産であるこ とから、「特定受給資格者 に当たり」、離職時の年齢 は <u>50歳3月</u> である。	また、本問の者は、乙事業 所の離職に係る離職理由 が事業所の倒産であるこ とから、「特定受給資格者 に当たり」、離職時の年齢 は <u>45歳3月</u> である。

以上